デジタルアーカイブの連携に関する実務者協議会

メタデータ等のオープン化に関わる諸外国の動向と我が国の対応のあり方について

2015年11月25日　生貝直人
東京大学附属図書館新図書館計画推進室・
大学院情報学環 特任講師
東京藝術大学総合芸術アーカイブセンター 特別研究員

This presentation is licensed under a Creative Commons Attribution 4.0 JP license.

欧州Europeanaについて：アグリゲーター構造

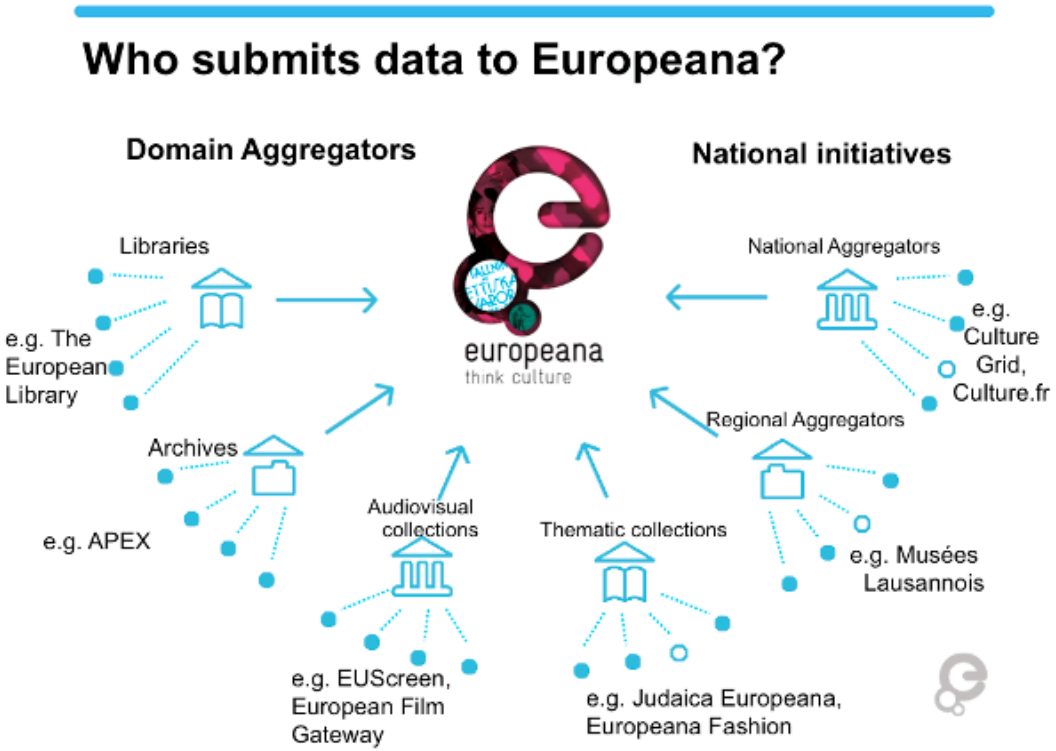

Europeana “Introducing Europeana‘s Aggregation Team”

- 個別文化施設・アーカイブ
  - 実物保存、デジタル化・公開、メタデータ付与等
- 国・分野ごとのアグリゲータ（150以上）
  - 地域・分野ポータル、メタデータ集約、デジタル化・公開支援等
- 統合プラットフォームとしてのEuropeana
  - 統合ポータル、データ標準や再利用に関わる共通ルール策定、利活用促進、コミュニティ形成、多言語化対応等

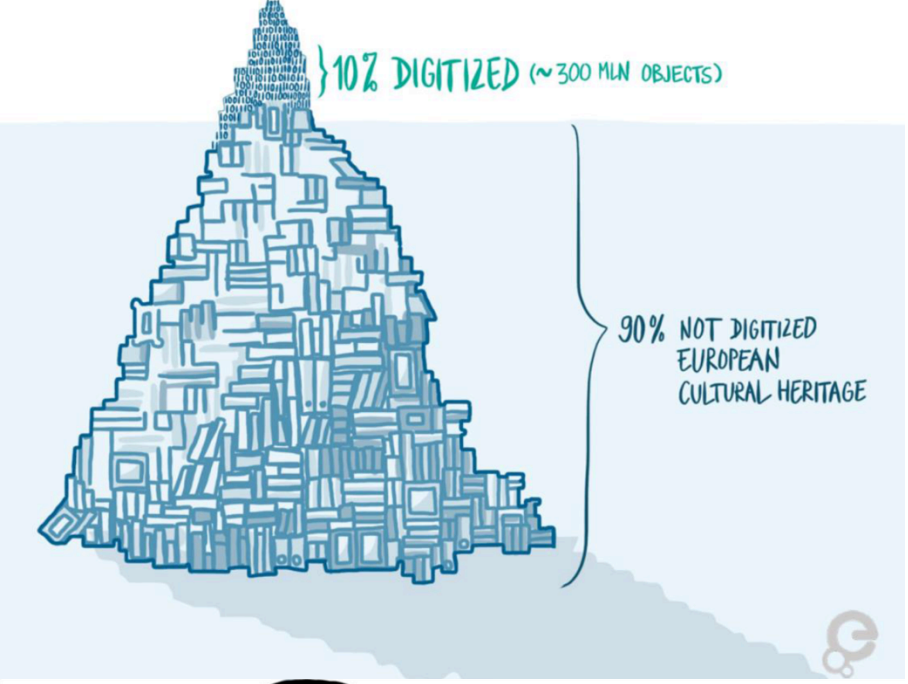

CCO

Layer #3: Metadata (descriptive object information)

Layer #2: Previews (lower quality versions of #1)

EDM:rights

Layer #1: Digital objects (on the site of the provider)

Copyright and Data Quality, Joris Pekel, Zagreb, Croatia 11/04/2014

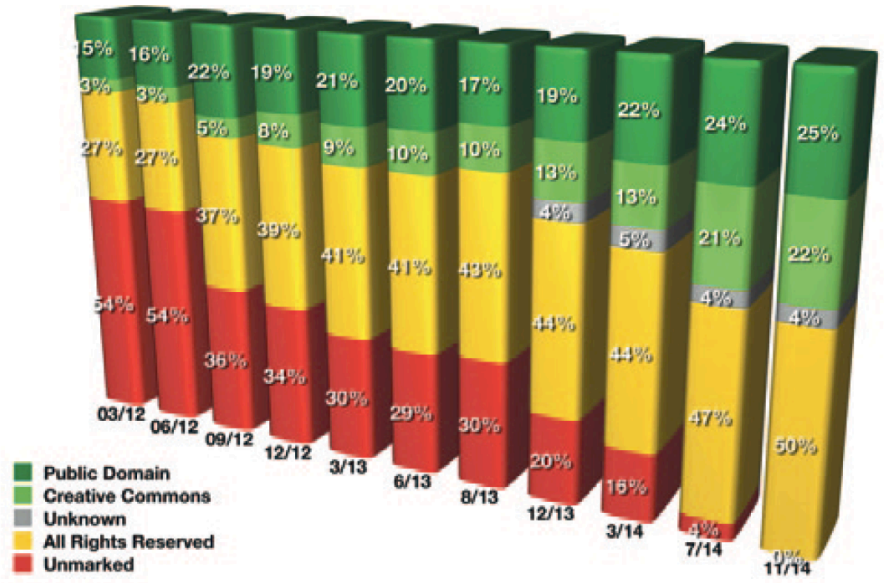

Europeana Strategy 2020

Exploring New Frontiers: Europeana Annual Report 2014

Europeanaの登録データ

- MLA（博物館・美術館・図書館・文書館）を中心に2,300以上の文化施設が参加、3,900万以上のデジタル文化資源が登録
- 近年ではEuropeana Fashion（約70万点）やEuropeana Newspapers（約2,000万ページ、うち1,200万程度が全文検索可能）、放送・映像分野のEuscreen（約60,000作品）等のアグリゲータを通じて、現代文化やメディア情報を拡大
- 第一次世界大戦を対象としたEuropeana1914-1918では、利用者からのコンテンツやストーリーの提供基盤を整備

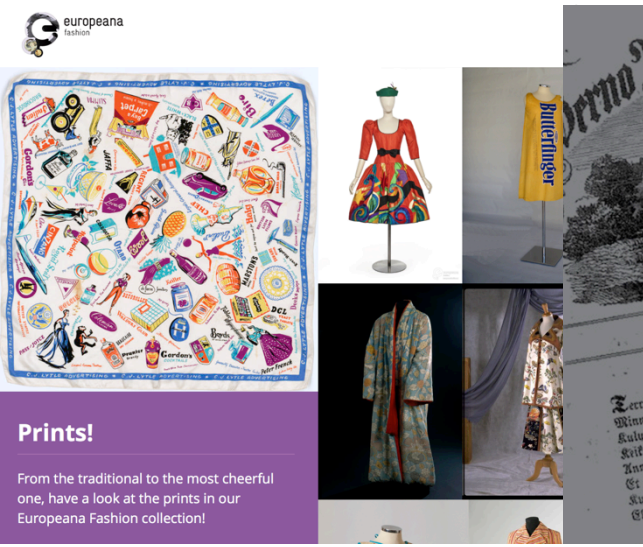

http://www.europeanafashion.eu/ http://www.europeana-newspapers.eu/ http://www.euscreen.eu/

「欧州文化遺産の電子化と公開、保存に関する欧州委員会勧告」（2011/711/EU）

- 2011年10月28日承認。各国が進めるべき施策として、「電子化：組織と資金」「パブリック・ドメイン資料の電子化とオンライン・アクセシビリティ」「著作権保護対象資料の電子化とオンライン・アクセシビリティ」「Europeana」「電子的保存」の5項目を含む。関連箇所の抜粋訳（強調は資料作成者）：
- 7条：次の手段により、Europeanaのさらなる発展に貢献する
  - (a)文化施設や出版者、その他の権利者が電子化資料をEuropeanaからアクセス可能とすることを促し、それによりEuropeanaが2015年までに、200万のサウンドやオーディオビジュアル作品を含む、3,000万の電子化資料への直接的なアクセスを提供可能となるよう支援すること（※当時1,900万資料）
  - (b)公的資金による将来の全ての電子化プロジェクトについて、電子化された資料のEuropeanaを通じたアクセス可能性を条件付けること
  - (c)それら全てのパブリック・ドメインの名作について、2015年までにEuropeanaを通じたアクセシビリティを実現すること
  - (d)多様な領域のコンテンツをEuropeanaに届ける国家単位のアグリゲーターを創設・強化すると共に、規模の経済をもたらしうる、特定の領域やトピックに関する越境的なアグリゲーターに貢献すること
  - (e)欧州レベルでのデジタル化資料の相互互換性を実現するため、Europeanaと文化施設の協力によって定義された共通のデジタル化標準の利用と、同時に永続的識別子の体系的な利用を実現すること
  - (f)Europeanaのようなサービスや革新的なアプリケーションを通じた再利用を可能とするため、文化施設が作成した現存するメタデータ（デジタルオブジェクトの記述）の広範かつ自由な利用可能性を実現すること

「欧州文化遺産の電子化と公開、保存に関する欧州委員会勧告」（2011/711/EU）

- 5条：次の手段により、電子化されたパブリック・ドメイン資料へのアクセスと利用を向上する
  - (a)パブリック・ドメインの資料が、電子化された後もパブリック・ドメインであることを実現すること
  - (b)電子化されたパブリック・ドメイン資料への可能な限り広範なアクセスと、その資料の営利・非営利目的の可能な限り広範な再利用を促進すること
  - (c)電子化されたパブリック・ドメイン資料の有用性を縮減させる侵入型のウォーターマークや、その他の視覚的保護手段の使用を制限する手段を採ること

- 著作権保護対象の資料については、(1)孤児著作物指令の国内法化、(2)絶版作品の大規模電子化・越境的アクセスのためのライセンスを支援する法的フレームワークの創設、(3)ARROWのような欧州全域権利情報データベースへの貢献、の3点を示す
- 2014年の同勧告実施状況調査では、メタデータの自由利用については特にEuropeanaデータ交換協定の影響により対応が進展していること、パブリックドメイン作品の自由利用については一部の施策を除き限定的であること等が示される
  - ※勧告（recommendation）：指令（directive）や規則（regulation）のような法的拘束力は持たないが、加盟国に対して政策的対応を求めるEU法の一形式

Europeanaデータ交換協定
（Data Exchange Agreement）

- Europeanaとデータ提供機関の間で締結される協定
- メタデータの取り扱い
  - Europeanaに提供された全てのメタデータは、CC0の条件に基づいて公開される
  - メタデータの定義：「textual information (including hyperlinks) that may serve to identify, discover, interpret and/or manage Content.」
  - ※2012年の改定によりCC0を全面適用、米国デジタル公共図書館（DPLA）も同じ方式を採用
- 権利情報の付与：
  - 権利情報メタデータの付与は必須要件であり、データ提供機関は、パブリック・ドメインのコンテンツをパブリック・ドメインであると特定することを含め、コンテンツの知的財産権についての正確なメタデータを提供する最大限の努力を行わなければならない
- プレビューの取り扱い
  - Europeanaは、その訪問者や第三者に対して、edm:rightsフィールドに記述された条件に基づいて、利用を許すことができる
  - プレビューの定義：「A reduced size or length audio and/or visual representation of Content, in the form of one or more images, text files, audio files and/or moving image files.」
- いずれの場合も、データ提供者が第三者から提供されたデータである場合には、本協定に基づいた利用が可能であることを確保しなければならない
  - アグリゲーターと個別文化施設等の間で結ばれる契約ひな形として、Metadata/Preview template language for Aggregatorsを公開

- ※CC0：法令上許容される限り、当該作品に関する知的財産権を完全に放棄し、パブリック・ドメインに供することを宣言する、クリエイティブ・コモンズの提供するパブリック・ドメイン・ツールの一種（資料末尾参照）

デジタルオブジェクトに適用可能な権利表記（edm:rights）

- The Public Domain Mark (PDM)
  - いかなる制約も受けず、誰もが自由に利用可能なパブリック・ドメインのコンテンツであることを示すマーク（資料末尾参照）
  - PDMが適用された場合、パブリックドメイン利用ガイドライン（次項）へのリンクも表示される
- Out of copyright - non commercial re-use (OOC-NC)
  - 作品の著作権保護期間は満了しているが、デジタルデータの再利用が非営利に限定されていることを示す
  - 公私共同プロジェクトの契約により、当該条件が規定されている場合にのみ利用可能
- The Creative Commons CC0 1.0 Universal Public Domain Dedication (CC0)
  - 権利者により、デジタルオブジェクトに関わる全ての権利が放棄されていることを示す
- 6種類のクリエイティブ・コモンズ・ライセンス
- Rights reserved – free access / paid access / restricted access
- Orphan Works
  - EU孤児著作物指令（2012/28/EU）に対応する各国法に基づいて公開されていることを示す
- Unknown
  - 著作権状態が不明であり、孤児著作物指令に対応する手続を経ていないことを示す

- 2014年末時点で登録された約3,820万資料のうち、権利表記率は99.9%、うち25%がパブリック・ドメイン・マークを付与、「オープン」なライセンス等(PDM, CC0, CC BY, CC BY-SA)の付与率は33%
- プレビュー（画像や動画、音声等）の付与率は約70%

パブリックドメイン作品/メタデータ利用ガイドライン
（Europeana Usage Guidelines for public domain works / Metadata）

- パブリックドメイン作品や、CC0で完全に権利が放棄されたデータであっても、利用者の規範として可能な限り出典表記等を行うべきことを、非拘束的なガイドラインとして定める
- パブリックドメイン作品利用ガイドラインの項目：
  - Give credit where credit is due.
  - Protect the reputation of creators and providers.
  - Show respect for the original work.
  - Show respect for the creator.
  - Share knowledge.
  - Be culturally aware.
  - Support efforts to enrich the public domain.
  - Preserve public domain marks and notices.
    - This usage guide is based on goodwill. It is not a legal contract. We ask that you respect it.

EU公共セクター情報の再利用指令

（Re-use of public sector information directive、2003年成立・2013年改正）

- EU加盟国の公的機関により提供・公表される情報は、第三者が権利を保有している等の例外を除き、原則として非差別に、営利・非営利問わず再利用可能とすることを規定
- 2013年改正により再利用措置の規定を強化した他、改正前は対象外であった公的な博物館・美術館・図書館・文書館を対象に追加

課金の制限	再利用の対価は、限界費用を超えてはならない（文化施設がデジタル化した文化資源については例外が認められる）
機械判読可能の確保等	可能な限り機械判読可能（machine-readable）で標準的な形式で公開し、検索を容易にするメタデータ付与等を行うこと
利用条件・ライセンス	利用条件や料金等は電子的媒体を含めた方法により公表されなければならなず、利用条件は、電子的に処理可能な、標準化されたライセンスによって記述されることが望ましい
監督機関	指令・国内法の規定が遵守されるよう、申立を受け付ける、強制力のある命令を行うことができる公平な（impartial）監督機関を設置しなければならない
排他的協定の禁止	排他的協定は原則として禁止される。文化資源のデジタル化に関しては当面対象外とされるが、契約期間の制限や定期的なレビュー等の要件が課される

その他諸外国の状況

- 2013年に開設された米国デジタル公共図書館（DPLA）には、各州や分野ごとのハブ組織（アグリゲーター）等を通じて1,400以上の文化施設等が参加、800万以上のデジタル文化資源が登録。Europeanaとの互換性を重視し、メタデータは全てCC0を適用

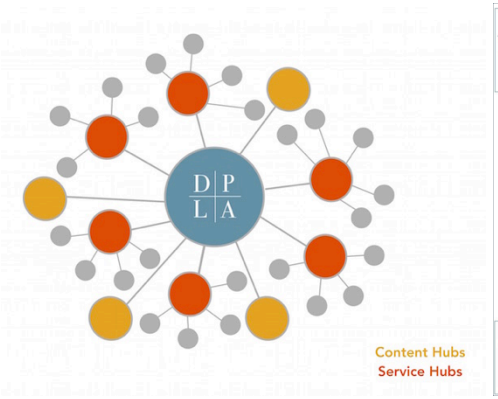

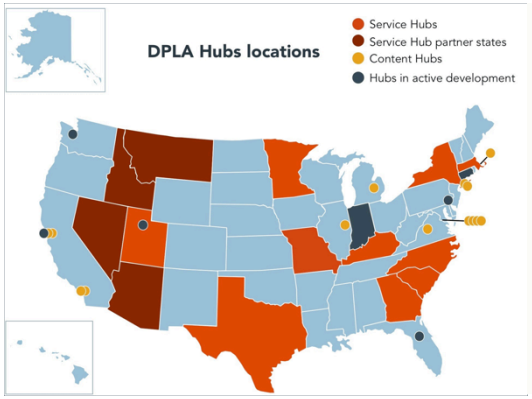

Digital Public Library of America, CC BY

Leaving Europe: A new life in America
（EuropeanaとDPLAの共同エキシビション）

- ニュージーランドDigital NZでは、参加文化施設・企業等がメタデータ（「小サイズのサムネイル」を含む）を提供する際の条件を、「営利・非営利双方の自由利用」「非営利のみ自由利用」に区分
  - いずれも第三者に対する再許諾やAPIを通じた提供を含む
  - 他にDigital NZ自身は元ウェブサイト等から「大サイズのサムネイル」を作成できるが、第三者への再許諾やAPI提供の対象にはならない

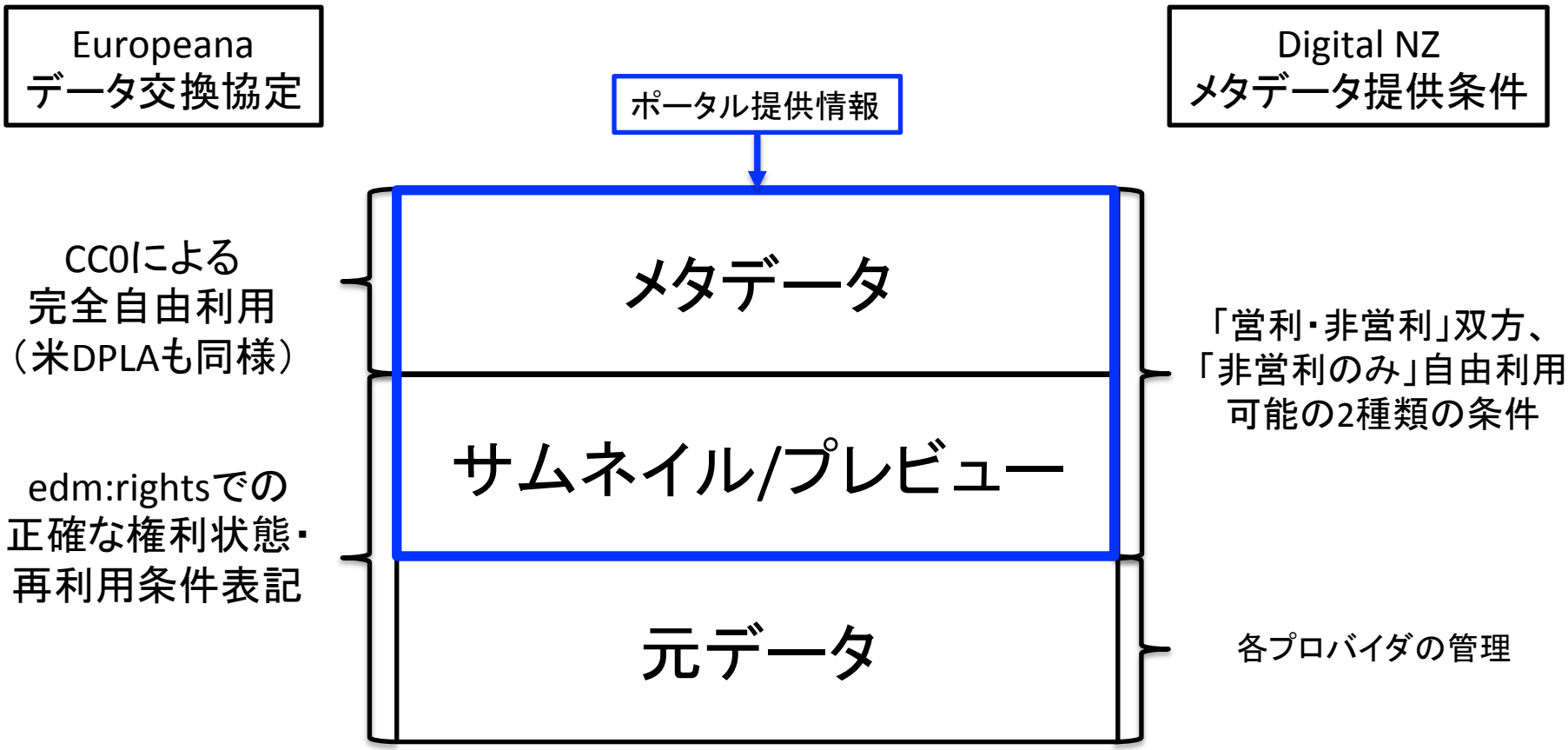

日本の統合ポータルサイトの場合は、第三者の著作権が問題にならないデータにつき、
公的文化施設のメタデータ・サムネイルは原則CC0で完全自由利用、
それ以外のメタデータ・サムネイルは最低限非営利の再利用を許諾、
を原則とするようなルールの選択肢があり得るのではないか

著作権保護対象作品のサムネイルは、47条の2の見直しや47条の6等が、ポータル掲載や一定の再利用を許容するよう配慮する必要

メタデータ等のオープン化を進めるにあたり我が国で検討が必要な要素

- EU勧告に対応する、下記を含めた基本方針
  - 各文化施設等デジタルアーカイブの統合ポータルへの参加
  - 特に公的支援を受けたプロジェクトの取り扱い
  - メタデータのオープン化
  - パブリックドメイン作品の再利用促進
- ヨーロピアナの施策に対応する、統合ポータルの協定・文書類
  - データ交換協定
    - メタデータのCC0化、権利情報付与
    - アグリゲータと個別データ提供者の間で結ばれる契約ひな形
  - 利用可能な権利表記の特定
    - 著作権保護期間満了やCCライセンスの他、政府標準利用規約等の取り扱い
    - 裁定利用作品や、47条の2に基づくサムネイル利用等を考慮する必要
  - パブリックドメイン利用ガイドライン
    - 特に著作者人格権や肖像権等を考慮する必要
- （2013年改正「公共セクター情報の再利用指令」に対応するオープンデータ基盤法の検討）

参考①クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

【表示（BY）】
著作権者のクレジットを表示すること

【非営利（NC）】
作品を営利的目的に用いないこと

【改変禁止（ND）】
作品を改変して利用しないこと

【継承（SA）】
二次的著作物は元の作品と同じライセンスで公開すること

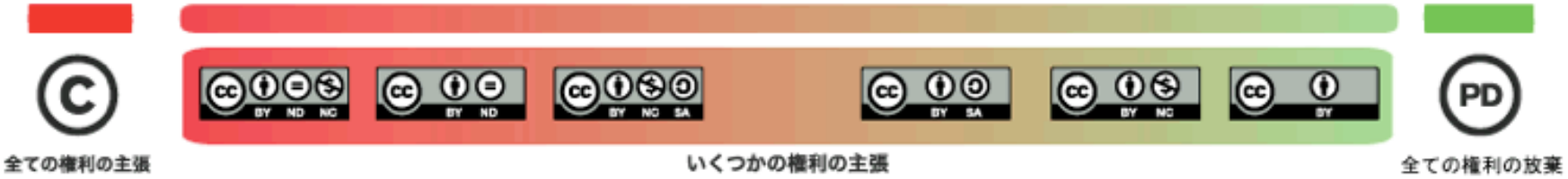

参考②パブリック・ドメイン・ツール

【CC0 Public Domain Dedication】
作品の権利を有する者が、当該作品に関わる知的財産権を、法令上認められる最大限の範囲で放棄し、パブリック・ドメインに供することを宣言する

【Public Domain Mark (PDM)】
主に文化施設等、権利者ではない者が作品を公開する際、当該作品が知りうる限りいかなる知的財産権保護の対象にもなっていない、パブリック・ドメイン作品であることを示す